

## ○木曾広域消防本部消防職員委員会に関する規則

〔平成 11 年 4 月 1 日〕  
規則第 28 号

改正 平成 17 年 7 月 12 日 規則第 11 号  
平成 18 年 12 月 26 日 規則第 23 号

(目的)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第 17 条第 4 項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(消防長に準ずる職)

第 2 条 法第 17 条第 3 項の規則で定める消防長に準ずる職は、次長とする。

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

(委員の定数)

第 4 条 委員の定数は、次の名号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は 6 人とする。

1 消防本部 2 人

2 木曾消防署 4 人

(委員の指名)

第 5 条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、これを再任することが出来る。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き 2 期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

(意見取りまとめ者)

第 7 条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は 5 名とするものとする。

3 意見取りまとめ者の任期は、2 年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りではない。

（消防職員の意見の提出）

第 8 条 消防職員は、法第 17 条第 1 項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができる。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に対し意見を述べるることができるものとする。

（委員会の会議及び議事等）

第 9 条 委員会の会議は、毎年度の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、会議を開く日の 2 週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間ならびに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。

4 委員会の会議は、委員の総定数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることが出来る。

（委員会の意見）

第 10 条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

（委員会の審議の結果等の通知）

第 11 条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、消防本部総務係において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 12 日規則第 11 号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度において消防長が指名した意見とりまとめ者の任期は、第 7 条第 3 項本文の規定にかかわらず、2 年に満たない期間とすることができるものとする。

附 則 (平成 18 年 12 月 26 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	※2 整 理 番 号
提出者職氏名	※ 1 意見取りまとめ者受付	
※ 1 意見取りまとめ者氏名	※ 2 受 付 年 月 日	

木曾広域消防本部消防委員会に関する規則第 8 条の規定により意見を提出します	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※ 1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。  
 必要な資料があれば添付すること。